

リベラル・デモクラシーの危機

～熟議はデモクラシーの「正統性」を回復するのか～

Crisis of Democracy

～Does deliberation redeem “legitimacy” of democracy?～

細井優子

- | | | |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | リベラル・デモクラシーの危機 | (2)熟議デモクラシーの論点 |
| | (1)デモクラシーのディレンマ | a 熟議の場 |
| | (2)リベラル・デモクラシーの危機 | b 合意形成 |
| 2 | 熟議デモクラシー理論の系譜 | c 熟議のルール |
| | (1)なぜ熟議デモクラシーなのか | 3 結語 |

〈要旨〉

世界では、非民主的であった地域においてデモクラシーが広がり、欧米のようなデモクラシーが成熟した諸国ではデモクラシーへの幻滅がみられる。このような「デモクラシーのパラドックス」を解くためには「デモクラシーの民主化」、つまり代議制デモクラシーをより民主的にする必要がある。現代社会においては、人々の要求が多様化し政党を通じた従来の代議制では吸い上げきれなくなっている。そこで熟議デモクラシーの可能性に期待が集まる。本稿では、熟議デモクラシー理論の基本的特徴と熟議の可能性と限界を検証する。

While democracy prevails where have been not democratic, people are increasingly disillusioned with democracy where democracy has been mature like Western countries. This “paradox of democracy” should be solved by “democratization of democracy”, that is to say, representative democracy should be more democratized in some way. In the modern society in which peoples’ demands are diversified, conventional representative democracy cannot steer them into decision-making by political parties. There deliberative democracy is counted on. This article enumerates theoretical commonalities of deliberative democracy and examines the possibilities and limitations of deliberative democracy.

1 リベラル・デモクラシーの危機

2010年に始まったチュニジアでの民主化要求（いわゆる「ジャスミン革命」）は瞬く間にアラブ諸国に波及し、エジプトやリビアでは長期に渡った独裁政権が打倒され、その他の諸国でも民主化への動きが見られた。いわゆる「アラブの春」であるが、このようにデモクラシーは世界中に広まりつつあるように見える。しかし、その一方でデモクラシーが成熟した欧米諸国では、人々は民主的プロセスに幻滅しているという現象が見られる。

イギリスの社会学者 A. ギデンズは、こうした一見相反するような現象を「デモクラシーのパラドックス」¹と命名している。欧米諸国では、政治家への不信、選挙の投票率の低下、特に市民の政治への無関心が著しい。ギデンズは市民の政治的関心が低下した理由として以下の3点を挙げている。第1に、政治家の多くは自己利益の追求に汲々とし、市民の利益を第一に考えることを忘れている。第2に、環境問題、人権、家族政策、性的自由など、若者にとって重要な課題に政治家の多くは真剣に取り組まない傾向にある。第3に、経済のグローバル化の結果、一国の政府が経済を制御することが困難になった。そして多くの市民は「政治は墮落したビジネス」だと考えているというのだ。

しかし、民主政治さらに言えば代議制デモクラシーによって、問題が解決できないとすればデモクラシーは風化せざるをえないのであろうか。ギデンズはこの問いに対して、「デモクラシーの民主化」²という答えを提示している。つまり、「民主国家にとって必要なのはデモクラシーを深化させること」だという。そうであるとすれば、現在の代議制デモクラシーをより民主的にするために必要なものは何か、あるいは欠損しているものは何か。この問いに対しての答えとして本稿では市民による熟議を取り上げ、その諸理論を検証したい。

(1) デモクラシーのディレンマ

このような事態は、デモクラシーの原義である「人民による統治」という理念が、代議制デモクラシーあるいはリベラル・デモクラシーにおいて実現されていないという「デモクラシーのディレンマ」であり、政治学者の篠原一は「根本的には、この理念を実現しうるような新しい構想を展開しない限り、この問題の解決はありえないであろう」という³。そして篠原も熟議デモクラシー⁴の可

1 ギデンズ、A.（佐和隆光訳）『暴走する世界—グローバル化は何をどう変えるのか』ダイヤモンド社、2001年、pp.144-145

2 同上、p.149

3 篠原一『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、2007年、pp.4-5

能性を示唆している。ただし同時に、熟議デモクラシーという新しい理論が普及して制度が具現化したとしても、この「デモクラシーのディレンマ」は完全には解決されないであろうということも指摘している。なぜなら、デモクラシーは常に「未完のプロジェクト」であり、人々による不断の努力なしでは理念の実現は部分的にでも不可能であるからである。

そもそも「デモクラシーのディレンマ」は、いかにして生じているのであろうか。今日の西欧諸国では代議制デモクラシーの制度が採られており、代議制デモクラシーをデモクラシーとして同一視あるいは当然視している。しかし、代議制とデモクラシーは歴史的に異なる起源を持つ。近代議会の起源は、中世のヨーロッパで成立し発達した身分制議会にあり、立法機関というよりは国王が諸身分に対して戦争と課税への同意を得る場であった⁴。

他方、「人民の統治」としてのデモクラシーの起源は古代ギリシアに遡る。特に直接民主制を確立させたアテネにおいては、①政策決定への市民の直接参加、②実質的平等（法的平等、政策決定参加における機会の平等）、③政策決定に先立つ公的熟議がそのデモクラシーの理念とされた⁵。つまり、「市民の平等」と「熟議による政策決定」を志向するデモクラシーと身分的な制度として発達してきた議会制は本来別物であり、代議制がデモクラシーの一類型であることを正当化するためには何らかの理論的展開が必要なのである。

(2) リベラル・デモクラシーの危機

アテネのデモクラシーの理念とされた市民による熟議は、代議制デモクラシーの時代では議会における熟議へと変化していった。それは政治の規模が拡大することによって直接民主制が実現不可能となり、熟議が議会の中に封じ込められたといえる⁷。アメリカを独立へと導いた18世紀の思想家T.ペインは『コモン・センス』において、古代ギリシアのデモクラシーを共和制という用語に置き換えて、アメリカのような広大な領土における共和制の実現可能性を論じた⁸。ペインは広大な領土における共和制には代議制こそがふさわしいと考えた。

⁴ 篠原は Deliberation の訳語として「熟議」ではなく「討議」を用いているが、本稿では「熟議」に統一している。

⁵ たとえば代議制民主主義発祥の地であるイギリスでは、議会の立法機関としての地位が承認されたのは15世紀になってからであった。それ以前の13世紀、国王は下級貴族からも税金をあげるために、上級貴族と高級聖職者（上院）だけでなく下級貴族（下院）も加えて議会を招集し、これがいわゆる二院制の起源となった。

⁶ Behrouzi, M., *Democracy as the Political Empowerment of the People, The Betrayal of an Ideal*, Lexington Books, 2005, p.13

⁷ 前掲、篠原 p.5

⁸ ペイン, T (小松春雄訳) 『コモン・センス』岩波文庫、2005年、pp.42-68、川出良枝、谷口将紀編『政治学』東京大学出版、2013年、p.10

ただし代表者にただ政治を委ねるのではなく、選挙を通じて人民が統制することの必要性も説いている⁹。ペインにとって、代議制デモクラシーは規模という制約の中で採りうる現実的な選択肢である。

古代ギリシアのデモクラシーは同質性が高く、多数者の専制に陥りやすいという弱点が指摘される。たとえばプラトンが『国家』において民主政治批判を行ったことは有名であるが、民主政治の下では①等しい者も等しくない者も、権威ある者もそうでない者も、みな平等に扱われること、②貧しく無知な民衆から構成される多数者は自らの利益には敏感であるが公共の事柄には関心がないため、扇動政治家や独裁者を生みやすいことを指摘している¹⁰。これに対し J. マディソンは『ザ・フェデラリスト』において、代議制の意義を積極的に打ち出している¹¹。たとえば①広い領土においては一つの支配的な派閥は形成されにくく、少数者の権利が侵害される可能性は低くなる、②規模の大きさゆえに優秀な人材も多く優れた人物がリーダーとして選出される可能性が高くなるとしている¹²。マディソンにとっての代議制デモクラシーは、直接民主制よりも優れた統治であり、近代国民国家という新しい時代のデモクラシーの中核を担う新しい制度として捉えられている。

さらに直接民主制から代議制への転換を理論化したのが J. S. ミルの『代議制統治論』である。主権をもつすべての人々に最大限の参加を保障すべきだと主張しながらも、規模の大きい国民国家において直接民主制は実現不可能であるとし代議制が理想的であると結論づけている¹³。また、ミルは自らが選んだ政治家によって統治されるということは、市民が自立した存在として自由に生きるための必要条件であると主張しており、リベラリズムとデモクラシーを結合させている¹⁴。

リベラリズムは、権力が人々に対して影響を及ぼす範囲を明確に限定して、権力の濫用から個人の自由の領域を守ろうとする思想と運動として、ヨーロッパにおける絶対王政に対する闘いの中で発展していった。そして、個人の自由の保障のためには議会を通じた政治参加が必要であるという考えが生まれる。

⁹ 同上

¹⁰ プラトン（藤沢令訳）『国家』上下、岩波文庫、1979年、前掲、川出、谷口、p.6、佐々木毅、杉田敦、鷲見誠一『西洋政治思想史』北樹出版、1995年、第1章参照

¹¹ ハミルトン、A., J. ジェイ、J. マディソン（斎藤眞、中野勝郎訳）『ザ・フェデラリスト』岩波文庫、1999年、第38篇、第39篇

¹² 川出、谷口、前掲 pp.10-11

¹³ Mill, J.S., *Considerations on Representative Government*, 1958, p.55、ミル、J.S.（水田洋訳）『代議制統治論』岩波書店、1997年

¹⁴ 川出、谷口、前掲 p.14

こうしてリベラリズムはデモクラシーの確立と密接に関連し、車の両輪のように発展していくことになった。いわゆるリベラル・デモクラシーである。

しかし、リベラリズムの観点からみると個人の自由と権利の保障が目的であり、民主的な意思決定制度の実現はその目的実現のための手段にすぎない。さらに、政治権力は主権者いかににかかわらず人々の生活、財産、生命に圧倒的な影響を及ぼすものであるため、君主主権が人民主権に移行したとしても、権力に対しては常に警戒が必要であるというのがリベラリズムの立場である。絶対王制から民主制への移行期には、たとえそれぞれの目的は異なってもリベラリズムとデモクラシーは、絶対王制という共通の敵と戦いながら発展することができた。しかし民主制への移行を成し遂げてしまうと、リベラリズムとデモクラシーの間に微妙な緊張関係が生じることとなった¹⁵。

19世紀末から20世紀初頭に大衆社会が成立すると、マス・コミュニケーションと産業化によって画一的な生活様式が普及し、デモクラシーの担い手は合理的な判断に基づき行動する財産と教養のある「市民」ではなく、集団として画一的に行動する非合理的で他人に操られやすい「大衆」へと移っていった。いわゆる大衆民主主義の到来である。それは「人民による政治」は本当に「人民のための政治」を実現するのかを問いかけた。このような大衆民主主義への不信からエリートへの期待が高まり、エリート主義的な「人民による政治」批判やエリート支配を正当化する議論が生じた¹⁶。

エリート論による大衆民主主義批判が「人民による政治」の不可能性を指摘したのに対し、ドイツの法学者C.シュミットはその議会制批判の中で、近代デモクラシーがリベラリズムの思想である多様性や多元性を重視したことを批判している。シュミットは議会制とデモクラシーがもともとは無関係であったことを指摘し、議会制とデモクラシーを切り離して「真の民主政治」を取り戻すべきだと主張したのだ。シュミットのデモクラシー理解は、ルソーの一般意志概念に依拠しながら多様性ではなく同質性に着目しており、平等なものを平等に、不平等なものは不平等に扱うという同質性こそが「真に徹底したデモクラシー」だというものである。さらに政治とは殺戮にすら行き着く「友」と「敵」を区別するものであり、友を友たらしめる同質性を定義することであるという。この観点からすると、議会制は「統治者と被治者の民主主義的同一性」を妨げ

¹⁵ トクヴィルは19世紀初頭『アメリカのデモクラシー』において、「多数者の専制」の問題とデモクラシーとリベラリズムの両立という問題に向き合い、三権分立や連邦制、地方自治、司法制度の中に、アメリカでは人々が平等でありながらも自由の精神を持ち続けていることを発見した。トクヴィル, A. de (松本礼二訳)『アメリカのデモクラシー』第1巻上下、第2巻上下、岩波文庫、2005-2008年

¹⁶ イギリスの政治学者G.ウォーラスやアメリカの理論家W.リップマン、イタリアの理論家G.モスカ、V.パレート、R.ミヘルスなどが挙げられる。

るものであり、むしろ喝采によって直接的に表現された人民の意志によって支持される独裁との方に親和性があるということになる。したがって独裁は「反自由主義であるが、必ずしも反民主主義であるわけではない¹⁷」というのがシュミットの主張であった。シュミットがナチスの法理論を支えたことは事実であるが、その道徳的評価は別として、全体主義体制（非自由主義的民主主義体制）がデモクラシーの一形態、少なくともその変種であることも事実である。いうまでもなく全体主義は「人民による政治」を空洞化させ、人種や階級といった人民の同質性を強調することによって、背後に暴力が控える非自由主義的で排他的な「人民のための政治」を推し進めた。こうした全体主義と独裁への反省から第二次世界大戦後の世界では、「人民による政治」を政治過程に組み込むことが必要とされた。そしてそれは「同質的な人民の喝采」への反省として「多元的な競争」と結合する必要があった。

経済学者、政治学者の J. シュンペーターは、大衆民主主義批判を受け継ぎ、デモクラシー論とエリート論を接合することにより多元性と間接性を重視するモデルを示した¹⁸。従来のエリート論はエリートに政治を委ねるべきとの主張にとどまっていたが、シュンペーターは政治エリートと人々の関係を「役割分業」という形で理論づけた。実質的には政治を担うのは政治エリートではあるが、人々は票を得るために競争する政治エリートを選ぶことによって政治に参加することができるというのである。つまり権力を目指して競争する多元的な政治エリートが、民衆に選ばれることによって権力を正統に獲得するという手続きがデモクラシーだというのがシュンペーターのデモクラシー理解といえる。

エリート間の競争による多元的デモクラシー論は、経済理論を政治に適用して第二次世界大戦後の経済繁栄期に政治学界の主潮流となった。それは科学的、実証的な分析に基づく脱価値的な行動主義理論であり、特に科学的（ないし科学主義的）方法をもって政治の現状の実証主義的分析と体系化が進められたアメリカの政治学界で発達した¹⁹。確かに、戦後しばらくの間経済安定期には、経済的利益の多元性を調整し妥協することができた。しかし、高度経済成長の結果として新たに多様な社会的価値が生じてくると、利益をめぐる調整も困難になっただけでなく、これまでの多元的デモクラシーによる政策決定方式にも限

¹⁷ シュミット, C. (稲葉素之訳)『現代議会主義の精神的地位』みすず書房、2000年、川出、谷口、前掲 p.31

¹⁸ シュンペーター, J.A. (中山伊知郎、東畑精一訳)『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1995年

¹⁹ 関連した分野では、ポリアーキーなどの概念を用いて、行動科学政治学の視点からデモクラシーや政治的多元主義を説明した R.A.ダールなどが挙げられる。

界が見られるようになった。つまりリベラル・デモクラシーは多数決をもとにした「集計デモクラシー (aggregative democracy)」の上に立つものであるため、その手法により決定された内容は容易には正統性を獲得しえないという問題が生じている。いわゆる「リベラル・デモクラシーの危機²⁰」という問題である。

このリベラル・デモクラシーの危機が、今日の社会に「デモクラシーのディレンマ」という現象を浮かび上がらせ、「デモクラシーの民主化」を必要とさせているのである。そこで、こうした問題点をデモクラシーの徹底によって克服しようとするのがラディカル・デモクラシーである。そして、そのアプローチとしての参加デモクラシーや熟議デモクラシーの可能性への期待が高まっている。次章では、代表的な論者の言説をたどりながら、デモクラシーの「正統性」を回復するものとしての熟議デモクラシーの可能性と限界を考察したい。

2 熟議デモクラシー理論の系譜

(1) なぜ熟議デモクラシーなのか

イギリスの政治学者 C. ペイトマンは『参加と民主主義理論』²¹において、シュンペーターのエリート主義的なデモクラシーモデルを批判し、参加民主主義を本格的に理論化した。大衆動員によって支えられたナチズムのような全体主義を防止するという目的を根拠として、エリート主義的デモクラシー論は大衆の政治参加を選挙による政治家の選出に限定した。しかしナチズムの時代とは異なる戦後の世界では、経済的に豊かになり人々の知識水準も向上し、人々はもはやエリートによる支配を一方的に受ける大衆ではなくなった。さらに価値観が多様化した時代においては、エリート主義的なリベラル・デモクラシーモデルでは市民の多様な要求を吸い上げることが困難となり機能不全に陥っている。そこでデモクラシーを再興するためには、公的決定過程から排除されていた市民が日常的にコミュニティーに直接参加して、自らの要求を実現させていくことの必要性を説いている。ペイトマンが前提とするのは、個人が互いに疎遠で自らの私的・経済的利益や権利を守ることに専心するような市民像やリベラル社会の価値観とは異なっている。

こうした市民や社会の価値観の変化は、アメリカの政治学者 R. イングルハートの『静かなる革命』²²の中にも見出すことができる。イングルハートが「静か

²⁰ 篠原、前掲 p.6

²¹ Pateman C., *Participation and Democratic Theory*, Cambridge University Press, 1970, ペイトマン, C., (寄本勝美訳)『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部, 1977年

²² Inglehart, Ronald F., *The silent revolution: changing values and political styles*

な革命」と称したように、欧米先進社会では高度経済成長が終わると「物質主義的」価値観から「脱物質主義的」価値観へと、緩やかで静かな政治的価値観に変化が起こった。同時にそれは政治的対立の主軸が、経済的争点から生活スタイルをめぐる争点に移ったことを意味している。そしてそれは有権者の意識にも大きな影響を与え、1960年代末から1980年代にかけて、右翼・左翼という対立軸のような従来の分析枠組みではとらえきれない政治的な現象が出現した。たとえば、環境保護運動をはじめとする「新しい社会運動」²³がそれである。

イングルハートはA. マズローの「欲求の段階構造」に関する仮説に依拠して、欧米の人々の価値観の変化を分析している。つまり、人は「身の安全」という根底的な欲求が満たされると「自己実現」というより高次の欲求を抱くようになるという仮説に準え、欧米人の価値観は身の安全や物質的繁栄から生活の質に移っているとした。これは旧来の労働者階級が中産階級化して政治的に保守化する一方で、若年かつ比較的高学歴な新中産階級の人々が「新しい左翼」として「脱物質主義的」価値観を担う勢力として登場したことも意味している。ここに新しい政治的対立軸として「物質主義」対「脱物質主義」という図式が生まれる。

欧米で「新しい社会運動」が広がりを見せる中、日本において市民運動を継続的な運動として結実させるための条件を模索したのが篠原一であった。篠原は、ごみ処理場建設反対運動のように身近な地域の問題への参加を通して、人々が市民としての意識を高め、政策決定に影響力を及ぼすような「市民運動の制度化」が必要であると主張している²⁴。このような熟議の結果と政策決定を直接結び付けるものが参加デモクラシーである。しかし、政策や公的決定に必ずしも結びつかない自由な熟議のための空間を確保することも重要であり、「市民社会での熟議により多くの独自性を認めて直接的効果にそれほどの比重をおかない²⁵」ものが熟議デモクラシーである。参加デモクラシーと熟議デモクラシーは「政治システムの外からの入力、とくにデモス（民衆）の力に比重をおく点では一致²⁶」している。だが、1990年代頃からは参加のみならず熟議の重要性が再認識され、政治の世界の熟議だけではなく市民社会の熟議に裏付けられない限り、デモクラシーの安定と発展はないというように、熟議により重点が置か

among Western publics, Princeton University Press, 1977、イングルハート,R.(三宅一郎他訳)『静かなる革命』東洋経済新報社、1978年

²³ ドイツではこうした市民運動が政党となり「緑の党」が結成された。

²⁴ 篠原一『市民参加』岩波書店、1977年、第Ⅱ章

²⁵ 篠原一『市民の政治学』岩波新書、2004、p.157、原文では「熟議」ではなく「討議」と表記されているが、本稿では便宜上 deliberation に該当する用語は全て「熟議」に統一している。

²⁶ 同上 p.157

れる傾向がある²⁷。

このように熟議デモクラシーは1980年代末から1990年代にかけて、リベラル・デモクラシーの正統性の危機を克服するものとして登場した²⁸。たとえば熟議デモクラシー論を実質的に初めて展開したとされるのはアメリカの政治学者J. コーエンによる1989年の論文「熟議と民主的正統性」²⁹である。コーエンは熟議デモクラシー (deliberative democracy) を「メンバーによる公の熟議によって統治される結社³⁰」であると定義する。コーエンによれば、結社では平等な市民間の自由な議論という手続きによってその言説が正当化される。また多元的な選好をもつメンバーは熟議によって導き出された見解を共有する。いわばメンバーは結社の公共的活動の調整にコミットすることを共有するのだ。このような熟議的手続きを正統性の源泉とするという³¹。コーエンはデモクラシーの正統性を回復するために熟議の重要性と必要性を主張している。

1990年代以降、様々な理論家が「現代社会における望ましい政治像」、「自己利益中心の政治像ないし利益に基づいたデモクラシーモデルの代案」として熟議デモクラシーが提起される³²。熟議デモクラシーの概念や理論は、特にアメリカにおいて活発に議論、研究されている。しかし、コーエンをはじめアメリカの熟議デモクラシー論者の理論的系譜は、ドイツの思想家J. ハーバーマスの由来するものが少なくない。

(2) 熟議デモクラシーの論点

熟議デモクラシーは、複雑化かつ多様化した現代社会において異議申し立てや多様な意見が表出されるということのメリットを生かしつつも、同時に政治共同体としての統合をいかに考えるかを試みる理論である。具体的には、市民が主体となって多様な他者の意見に耳を傾けながら理性的に議論し、私的利益を妥容させ、公的決定に対する普遍的志向を持った合意を形成し、最終的に法や政策として実現させるというデモクラシー論である。

ハーバーマスは『事実性と妥当性』³³においてその熟議デモクラシーを展開し

²⁷ 同上 p.156

²⁸ 同上 p.25

²⁹ 同上、Cohen, Joshua, "Deliberation and Democratic Legitimacy" in Hamlin, A and Philip Pettit eds., *The Good Polity*, 1989

³⁰ Ibid., p.17

³¹ Ibid., p.21

³² 田村哲樹『熟議の理由 民主主義の政治理論』勁草書房、2008年、第1章

³³ ハーバーマス, J. (河上倫逸、耳野健二訳)『事実性と妥当性 上・下』未来社、2003年、ハーバーマスの熟議デモクラシーに関する諸概念については、中岡成文『ハーバーマス コミュニケーション行為』講談社、2003年、J.G.フィンリースン(村岡晋一訳)『ハーバーマス』岩波書店、2007年を参照。

ている。熟議デモクラシー理論の研究者である山崎望は、ハーバーマスの熟議デモクラシー論を「民主主義を代表制民主主義の枠内に押し込めるのではなく、『共通の関心』を抱いて現れる複数の市民の間で、地位や職業上の立場からではなく、『世界公民社会の一員として』討論がなされる（理性の公的使用³⁴）コミュニケーション、すなわち熟議(deliberation)の過程を通じ、各々が選好、判断、見解、アイデンティティなどを変容させていくものとして民主主義をとらえなおし、形骸化しつつある民主主義に再生の息吹を吹き込んだ³⁵」と評する。

つまりハーバーマスは、いわゆる「二回路制によるデモクラシー」によって、市民社会内部の制度化させていない非公式な形態の熟議（第2の回路）と議会など制度化され拘束力のある意思決定を行う公式な形態の熟議を接続することを試みる³⁶。非公式な市民社会の熟議は、決定が義務付けられておらず時間的にもテーマについても制限が少ないのが特徴であり、それゆえに議会では従来は私的領域の問題として取り上げられなかった問題を発見する可能性がある。そしてその非公式な形態の熟議から世論が形成されコミュニケーション的権力となり、議会や裁判所といった公的な場での熟議に影響を与え、法規範が形成されるというのだ³⁷。この意味で熟議は国家の政策執行に正統性を付与し、同時にそれは国家の権力を制約する。

a 熟議の場

このようにハーバーマスの熟議デモクラシーでは、市民社会における熟議に重点が置かれている。熟議の場については、議会などリベラル・デモクラシーの制度内での熟議を重視する「リベラル派」と、国家に対して対抗的である市民社会における熟議を重視する「ラディカルな市民社会派」にわかれる³⁸。

たとえば前者の立場に位置する論者としては、B. マニンやA. マックガンが挙げられる。マニンは、一連の討議プロセスは議会での採決によって完了すると

³⁴ ハーバーマスは18世紀に掲載された「市民的公共性」の理論をI.カントの「理性の公共的使用」をめぐる議論を用いて擁護する。カントによれば人々が職業上の立場から発言することは理性の公共的使用ではなく私的使用である。理性の公共的使用とは、人が学者として読書し議論する公衆全体の前で発言する場合である。カントの言葉を借りれば「世界公民社会の一員として」「世界に向かって」発言する場合となる。

³⁵ 山崎望「熟議民主主義論の進化—J.ハーバーマスとJ.ドライゼッカー」、p.89、有賀誠、伊藤恭彦、松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版、2007年

³⁶ H.アレントが公的領域や私的領域を厳しく区別し対立的にとらえるのとは対照的に、ハーバーマスは複数の領域を結合し調停するモデルを構想しようとしている。

³⁷ たとえばメディアや市民社会でドメスティックバイオレンスの問題が議論され、それがやがて議会の場で議論されるようになり、ドメスティックバイオレンス防止法が成立した。

³⁸ 山崎、前掲 p.94

し、代議制デモクラシーを前提とした熟議デモクラシー論を展開している³⁹。マックガンは、ハーバーマスの提唱するような強制なき合意の成立は不可能であるとし、多数決制度の意味を強調する⁴⁰。さらに、J. ボーマンは議会だけでなく行政と官僚構造をより民主化する方法を構想すべきであるとし、議会と市民社会の間に行政を介在させ、そこでの熟議を促進することで熟議デモクラシーを強化しようとする⁴¹。

ハーバーマスやコーエンは後者の立場に位置する。特に、市民社会における非公式な熟議から生じるコミュニケーション的権力がいかに立法や政策過程に影響を及ぼすのかに関心を寄せるハーバーマスの立場は「リベラルな立憲主義」とされる。ただし、厳密にはハーバーマスは「公共圏」という用語を用いており、これは市民社会に基礎を持つが市民社会と同一ではない。非公式の領域での熟議を通じて作り出される法規範は国家の権力を制約すると同時に、それに正統性を付与すると前述したが、この正統性についての考えには重要な二つの前提がある。第1に、現代は特定の宗教や哲学等による世界の統一的な意味づけが不可能な「ポスト形而上学」の時代であり、第2に、現代は高度に複雑化した「産業社会」である。このような現代においては、単一の世界観に基づく社会規範の正当化は不可能であり、ハーバーマスは普遍的妥当性を要求する規範の根拠を「討議原理」のみであるとする。討議原理では、「その行為によって影響を受ける可能性のあるあらゆる人が、合理的な熟議の参加者として合意することが可能であるような行為の規範だけが妥当である⁴²」とされる。熟議を通じて形成される「公共的意見」すなわち「世論」だけが「正統性を備えた法」による支配を可能にすると主張する。このような「言語によって構築された、開かれた空間」としての熟議の場を、ハーバーマスは「公共圏」と定義するのである。ただし、ハーバーマスが公共的熟議を非公式な場と正統性付与の機能に縮小し、「人民による統治」というラディカル・デモクラシーの理念を空洞化させてしまったとの批判もある⁴³。

それに対し、ハーバーマスの熟議デモクラシーを進化させた J. ドライゼックは「批判理論」という立場に位置する⁴⁴。ドライゼックはデモクラシーの本質を「終わりなき民主化のプロジェクト」と見なし、民主化の潜勢力を生み出す熟議の場としての市民社会を重視する。そのため、リベラル・デモクラシーの諸制度を熟議の唯一の場と見なすことを批判し、さらには現状改革的な力を失う

³⁹ Marin, B., "On Legitimacy and Political Deliberation", *Political Theory*, 15, 1987

⁴⁰ McGann, A., *The Logic of Democracy*, 2006

⁴¹ Bohman, J., *Deliberation: Pluralism, Complexity and Democracy*, 1996

⁴² 川崎修、杉田敦『現代政治理論』有斐閣、2006年、p.231

⁴³ Bohman, Ibid.

⁴⁴ 山崎、前掲 p.94

リベラルな立憲主義へと同化することにも疑義を呈する⁴⁵。つまりドライゼックはハーバーマスが「対抗的公共性」の潜在能力を過小評価していることを批判している。

また、ドライゼックは民主化が国家内部ではなく対抗的な市民社会から生まれるとし、「政治への包摂」と「国家への包摂」の相違を強調している。つまり、従来のデモクラシー論では、選挙権の拡大などより多くの集団が国家の諸制度へと実効的に包摂されることに重きを置いていた。しかし、こうした「国家への包摂」は国家への吸収でもあるため、相対的に制約の少ない市民社会における国家に対抗的な熟議を制約するリスクがある。したがって、対抗的な市民社会を育むためには、市民社会からの声（voice）を受け止めながらもその活性力を奪わないような、過度に包摂的ではない国家であるという。ドライゼックは国家だけでなく、職場や家庭といった市民社会内部も熟議の場としてとらえ、熟議の場を多元化かつ深化させている。

b 合意形成

熟議デモクラシーでは、その過程を通じて各参加者が他者の意見に真剣に耳を傾け、自己の意見や判断を絶えず反省し見直す、つまり「選好（preference）の変容」がありうるような熟議が目的とされる。これはデモクラシーとは人々の所与の意見や利益を集積するものだと考えてきたシュンペーターや多元主義論への批判である。シュンペーターや多元主義論では、人々の政治に対する意見や政策選択に対する選好は各人固有のものであり、他者との対話によってその選好が変容されようとは想定されていなかったのである。しかし、熟議デモクラシーでは、熟議により新しい政治的選択肢が発見される可能性が広がることにより合意形成へとつながると期待される。さらに熟議によって参加者間で合意形成がなされるためには、熟議におけるルールが注目される。ハーバーマスをはじめとする多くの論者は、「理性的」な思考と発言を重要視する。

ラディカル・デモクラシー⁴⁶の代表的論者には、ベルギー出身の政治学者 C. ムフがいる。彼女の理論は闘技デモクラシー（antagonistic democracy）と呼ばれ

⁴⁵ 同上

⁴⁶ 広義には参加や討論を重視する熟議デモクラシーまで含むが、狭義には既存の支配権力に対する抵抗を強調し、政治参加と抵抗運動の結合つまり異議申し立てを議論の中心にするデモクラシー論である。前者の代表的論者は S. ウォーリン、後者は C. ムフがいる。Wolin, S.S., *Politics and Vision: Continuity and Innovation*, in *Western Political Thought*, 1960, Expanded ed. 2004、ウォーリン, S. (尾形典男、福田敏一、佐々木武、有賀弘、佐々木毅、半澤孝磨、田中治男訳)『政治とヴィジョン』福村出版、2007年、Mouffe, C., *Democratic Paradox*, 2000、ムフ, C. (葛西弘隆訳)『民主主義の逆説』以文社、2006年

る。熟議デモクラシーが理性的かつ合理的な合意による問題解決を目指すのに対し、闘技デモクラシーはその限界ないし問題性を指摘する。合意に対して異議を申し立てる紛争や対立にこそデモクラシーの可能性を見出そうとするのだ。ムフも従来の多元主義論を批判するのであるが、従来の多元主義論では政治的な安定は多様な利害をもった集団間の自由な競争であると考えられていた。しかし、その政治的安定はエスニシティやジェンダーというような多様なアイデンティティの存在を隠ぺいし、自由活動を抑圧するものではなかったのかと疑義を呈する。

そこでムフは「アゴーン(闘技:agon)」という概念を持ち出す。ただし、ムフの想定する紛争や対立はシュミットの友敵理論のような相手の存在を否定する「敵」との間における制約のない敵対関係ではない。相互の存在を認め合った「対抗者」がリベラル・デモクラシーのルールを前提に対立する関係である。そして、自らの利害にかなった政策を引き出すための競争ではなく、各アイデンティティの活動を積極的に政治の場に出す「アゴーン」を主張するのだ。様々なアイデンティティ間の対立や紛争は除去されるべきものではなく、むしろデモクラシーの必要条件であると認識することを主張する。つまり、熟議デモクラシーは多様な声の中からの合意形成を重視するのに対し、ラディカル・デモクラシーは差異の表出そのものを重視する。よって、この立場からすると、市民社会はコンセンサスの場である以上にアゴーンの間ということになる。また、ラディカル・デモクラシーでは紛争や対立の存在を積極的に評価するがゆえに、与えられた時間内にコンセンサスまでは得られないまでも暫定合意を調整する仕組みとしてリベラル・デモクラシーの諸制度がより重要視される⁴⁷。

つまり、熟議デモクラシーもラディカル・デモクラシーも市民社会の非公式な次元のデモクラシーでは多元性と直接性を重視し、公式の意思決定を伴う次元では代議制を尊重するのである。このことは非公式な熟議の次元と公式な決定の次元に分断があることを意味しているが、両次元の関係は非公式の次元にどのような役割を課すかによって異なってくる⁴⁸。

c 熟議のルール

熟議デモクラシーでは「理性的」な発言が重要視されることは前述した通りだが、この「理性」の強調は少数派の抑圧や排除という観点から、ラディカル・デモクラシーのみならず熟議デモクラシーの内部からも批判がなされる場所である。「理性的」であることの内容を決定してきたのは欧米など支配的な文化

⁴⁷ 川崎、杉田、前掲 p.257

⁴⁸ 同上、p.260

や男性中心文化であり文化的バイアスから免れぬものであるため、理性を強調することは人種、エスニシティ、ジェンダー、セクシャリティなど排除され抑圧されてきた少数派のアイデンティティに対する支配的な文化の押しつけになりかねないというのである。つまり「理性的」という枠によって整備された熟議の場は、それ自体が権力的性格を帯びているのである。

こうした批判は、多文化社会の到来にともない政治学において多文化主義やフェミニズムが大きな潮流となったことと無関係ではない。「差異の政治学」は人種、エスニシティ、ジェンダー、セクシャリティなどの差異によって排除や抑圧をされてきた少数者の権利の擁護を主張し、少数派を封じ込める公私の区分に対しての再検討を行うものである。そして、デモクラシー論においても歴史的に抑圧されてきた人々の「特定のものの見方」の正統性や妥当性を承認することの必要性を提唱する⁴⁹。

差異に関しては熟議デモクラシー論の中でも立場が分かれるところである。ハーバーマスとドライゼックの比較ということで見れば、ハーバーマスは「合意派」でドライゼックは「差異派」に位置づけられる⁵⁰。合意派は、民族など「政治以前の杖」による統合が困難になった現代では、市民の熟議による合意を通じて新たな統合を目指す。それに対して差異派は、合意の強調の下で抑圧されかねない少数派の差異を積極的に擁護しながら、熟議によって多様な少数派集団の連帯を育もうとする。

さらにラディカルなのはフェミニズムの立場にたつアメリカの政治学者 I. ヤングである。ヤングの政治理論は、一見したところ、広く人々を包摂しているかのように見える政治のあり方がいかに特定の人々を「異質な者」として排除しているかに焦点を当てる。中でも「内在的排除⁵¹」という概念による熟議デモクラシーへの批判は興味深い。「内在的排除」とは、ある人々が形式的には議論の場や過程に包摂されていても、自分たちの主張が真剣に取り上げられないなど、対等な敬意をもって処遇されないと認識するなど、実質的にはそこから排除されていることである。

ヤングは熟議デモクラシーにおける理性中心性の問題点を次のように指摘している⁵²。第1に、熟議とその制度は、啓蒙の開始以来、「男性支配の制度」であり、白人の上流階級によって支配されてきた。したがって、熟議自体が「文

⁴⁹ 山崎、前掲 p.95

⁵⁰ 同上

⁵¹ ヤングは排除の形態を「外在的排除」と「内在的排除」とに区別する。前者は、包摂されるべき個人や集団が議論や意思決定の場から排除されていること。後者は本文に記した通り。Young, I.M., *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press, 2000, pp53-55

⁵² 田村哲樹『熟議の理由 民主主義の政治理論』勁草書房、2008 pp.58-59

化的に特殊であり、特定の人々の発話を沈黙させるか、価値を低下させる権力の形態としてしばしば作動する⁵³という。第2に、熟議における「形式的で一般的な発話」スタイルの特権化が、社会的不平等を解消するのではなく再生産ないし強化するという⁵⁴。つまり、論理的展開に自分の意見や立場を主張するような発話スタイル自体が「社会的特権のあらわれ」であり、それ以外のスタイルを持つマイノリティを不利な立場に固定してしまう。

3 結語

昨今では日本においても討議型世論調査 (deliberative poll: DP) の実施⁵⁵などにより「熟議」という用語が世間一般に知られるようになった。その斬新な調査方法ゆえに注目度も高くマスコミでも多く取り上げられた。しかし、その反面、熟議というものが「具体的なある空間に人々が一同に会して、特定のテーマについて話し合う」という断片的な理解にとどまっている印象を受け、熟議に対する関心が DP とともに一過性のものになってしまいそうなことに少々危惧をおぼえる。本来、熟議というものは本稿第1節で述べたように、長いデモクラシーの歴史の中に位置づけられ、「デモクラシーを民主化」し、代議制デモクラシーに正統性を付与するための試みとして登場したという背景があった。具体的には現代社会の多様化とデモクラシーの制度におけるギャップを調整するために、第2節でみてきたような熟議デモクラシーの諸理論をはじめ様々な角度からその導入が検討されている。フィッシュキンの DP もその大きな流れの中に位置している。熟議は現在のわれわれの政治のあり方を再考し改善するための具体的策になりうる。ただし、そのためには様々な理論が前提としている国の政治状況や時代を加味しながら、その可能性と限界を慎重かつ多角的に検証していくという根気強い作業が必要である。それはとりもなおさず「デモクラシーは未完のプロジェクト」ということを意味している。

(教育企画室准教授、社会調査研究センター)

⁵³ 田村、前掲 p.58、Young (1996), *ibid.*, p.123

⁵⁴ 田村、前掲 p.59、Young (1996), *ibid.*, p.124

⁵⁵ DP はアメリカの政治学者 J. フィッシュキンにより考案された調査手法で、従来の世論調査に熟議を取り入れ、世界の多くの国で実施されている。フィッシュキン, J. (曾根泰教監修、岩木貴子訳) 『人々の声が響き合うとき 熟議空間と民主主義』早川書房、2011年 日本では2012年8月3日～4日に政府主導で、「エネルギー・環境の選択肢」(2030年の原発依存度など)を議題に実施された。

〈参考文献〉

- アンソニー・ギデンズ (佐和隆光訳) 『暴走する世界—グローバル化—は
何をどう変えるのか』ダイヤモンド社、2001年
- イングルハート, R.(三宅一郎訳) 『静かなる革命』東洋経済新報社、1978年,
Inglehart, Ronald F., *The silent revolution: changing values and political
styles among Western publics*, Princeton University Press, 1977
- ウォーリン, S. (尾形典男、福田欽一、佐々木武、有賀弘、佐々木毅、半澤孝麿、
田中治夫訳) 『政治とヴィジョン』福村出版、2007年, Wolin, S.S., *Politics
and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*,
1960, Expanded ed. 2004
- 川出良枝、谷口将紀編 『政治学』東京大学出版、2013年
- 佐々木毅、杉田敦、鷺見誠一 『西洋政治思想史』北樹出版、1995年
- 篠原一 『市民参加』岩波書店、1977年
- 篠原一 『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、2007年
- シュミット, C.(稲葉素之訳) 『現代議会主義の精神的地位』みすず書房、2000
年
- シュンペーター, J.A.(中山伊知郎、東畑精一訳) 『資本主義・社会主義・民主主
義』東洋経済新報社、1995年
- 田村哲樹 「フェミニズムにおける『政治』像をめぐる対抗—オーキンとバトラ
ーとヤング—」、有賀誠、伊藤恭彦、松井暁編 『ポスト・リベラリズムの対
抗軸』ナカニシヤ出版、2007年
- 田村哲樹 『熟議の理由 民主主義の政治理論』勁草書房、2008年
- トクヴィル, A.(松本礼二訳) 『アメリカのデモクラシー』第1巻上下、第2巻上
下、岩波文庫、2005 - 2008年
- 中岡成文 『ハーバーマス コミュニケーション行為』講談社、2003年
- ハーバーマス, J.(河上倫逸、耳野健二訳) 『事実性と妥当性』上・下、未来社、
2003年
- ハミルトン, A., J. ジェイ, J. マディソン(斎藤眞、中野勝郎訳) 『ザ・フェデラリ
スト』岩波文庫、1999年
- フィッシュキン, J.(曾根泰教監修、岩木貴子訳) 『人々の声が響き合うとき 熟議
空間と民主主義』早川書房、2011年
- フィンリースン, J.G.(村岡晋一訳) 『ハーバーマス』岩波書店、2007年
- プラトン (藤沢令訳) 『国家』上下、岩波文庫、1979年
- ペイトマン, C., (寄本勝美訳) 『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部、1977
年, Pateman, C., *Participation and Democratic Theory*, Cambridge
University Press, 1970

- ペイン, T.(小松春雄訳)『コモン・センス』岩波書店、2005年
- ミル, J.S. (永田洋訳)『代議制統治論』岩波書店、1997年, Mill, J.S.,
Considerations on Representative Government, 1958
- ムフ, C.(葛西弘隆訳)『民主主義の逆説』以文社、2006年, Mouffe, C., *Democratic
Paradox*, 2000
- 山崎望「熟議民主主義の進化—J.ハーバーマスとJ.ドライゼック—」、有賀誠、
伊藤恭彦、松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版、2007
- Bohman, J., *Deliberation: Pluralism, Complexity and Democracy*, 1996
- Behrouzi, M., *Democracy as the Political Empowerment of the People, The
Betrayal of an Ideal*, Lexington Books, 2005
- Cohen, J. “Deliberation and Democratic Legitimacy” in Hamlin, A. and
Philip Pettit eds., *The Good Polity*, 1989
- Manin, B., “On Legitimacy and Political Deliberation”, *Political Theory*, 15,
1987
- MacGunn, A., *The Logic of Democracy*, 2006
- Young, I.M., *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press, 2000